

# このような広告や表示は **違法** です。



**糖**が気になる方へ  
新聞・チラシ **ウ**



抗酸化作用でがんが消えた!  
がんがよくなる  
インターネット **ア**



**強壯作用**  
パッケージ **エ**



〇〇病が治りました  
体験談 **イ**

# 健康食品の **誇大広告** に注意しましょう。

健康食品と医薬品の違いを正しく理解し、栄養補給や健康維持などに役立てましょう。



健康食品は医薬品ではありません。あくまで食品です。

**こんな広告は違法です!**

(ア) がんがよくなる  
(イ) 体験談「〇〇病が治りました」  
(ウ) 糖が気になる方  
(エ) 強壯作用

これらの広告は、医薬品的な効能・効果を表現したり、暗示したりしているため、薬事法に違反します。

「医薬品的な効能・効果」とは、病気の治療・予防や身体の一般的増強などを目的とするものをいいます。

例えば、上記「がんがよくなる」とは、病気の治療を表現しているため医薬品的な効能・効果に該当します。

また、体験談などを引用することによって「〇〇病が治りました」「糖が気になる方」などと医薬品的な効能・効果を暗示しても違反となります。「強壯作用」という表現も身体の一般的増強などを目的としているため、医薬品的な効能・効果にあたります。

このように、医薬品的な効能・効果は、明示的であるか暗示的であるかを問わず、外国語で表示された場合であっても同様に禁止されています。医薬品としての承認許可を取得しない限り、医薬品的な効能・効果を表示することはできません。

なお、商品のパッケージだけでなく、新聞、チラシやインターネット等の広告媒体を利用した医薬品的な効能・効果の表示も禁止されています。

健康への意識が高まる中、私たちの周りには、数多くの健康食品があり、テレビや新聞、雑誌などにも健康食品の広告がふれています。

しかし、健康食品はあくまで食品として栄養補給などに役立てるもので、医薬品のように「〇〇に効く!」など効能・効果を表示することは法律で禁止されています。

違法広告にだまされないように、健康食品に関する正しい知識を身につけましょう。

**健康食品って何だろう? 医薬品とはどう違うの??**

みなさんは、健康食品と医薬品の違いを知っていますか?

健康食品は、法律などで明確に定義されているわけではなく、健康の保持や増進に利用される食品全般のことをいいます。

これに対し、医薬品は、病気の予防や治療などを目的とするもので、身体の構造や機能に影響を及ぼし、厚生労働大臣や都道府県知事が認めたものになります。

このように、健康食品は、医薬品と

**健康食品の誇大広告にだまされると...**

病気を治したいという消費者の心理につけ込んだ違法広告の内容を信じて、健康食品を使い続けると、**医療機関で受診する機会を失い、病気を悪化させる**など、保健衛生上の危害を生じる恐れがあります。

また、消費者の医薬品及び食品に対する概念をゆがめ、医薬品の正しい使用が損なわれ、医薬品に対する不信感を生じさせるといった弊害もあります。

**(事例) ダイエット食品「天然素」**

平成十七年、県内の若い女性が、インターネットオークションにより中国製のダイエット食品を購入して服用したところ、腹痛、下痢、動悸などの症状が発症し、持病が悪化したケースがあります。

分析したところ、向精神薬のマジンドール、日本では未承認である肥満症治療剤のシブトラミンが違法に混入されていました。

消費者のみなさんが健康食品を購入する際は、一般の健康食品なのか、医薬品なのかを見極め、誇大広告に注意する必要があります。

また、持病のある方は、かかりつけの医師や薬剤師などと相談して、薬と食品の相互作用を理解し、正しく使用しましょう。

**口から摂取するもの**

- 医薬品 (医薬部外品を含む)
- 食品
  - 特別用途食品 (病者用食品など)
  - 特定保健用食品
  - 保健機能食品
  - 栄養機能食品
  - 一般食品 (いわゆる健康食品を含む)

ちなみに、医薬品のうち、人体に対する作用が緩和なものを「医薬部外品」といい、スーパーやコンビニなど薬局以外でも購入できます。